

日雇いアルバイト マイナンバー対応ガイド

 Money Forward クラウド

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年6月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

日雇いアルバイト マイナンバー対応ガイド

1. マイナンバー提出の必要性

- ・**原則:** 日雇い・短期アルバイトであっても、税（源泉徴収、年末調整）や社会保障（雇用保険加入時等）の手続きのため、勤務先へのマイナンバー提出が原則必要です。
- ・**派遣労働者:** 提出先は雇用主である派遣元企業です。派遣先企業への提出は不要です。
- ・**企業側の義務:** 企業は、法定調書（源泉徴収票等）へのマイナンバー記載義務があるため、従業員に提供を求める必要があります。

2. マイナンバー提出方法

- ・**マイナンバーカード:** コピー提出が最も確実（番号確認+本人確認）です。
- ・**マイナンバーカードがない場合:** 以下のいずれか+顔写真付き身分証明書（運転免許証等）が必要です。

マイナンバー記載の住民票の写し: 取得時に記載希望の申し出が必要。

通知カード: 記載事項（氏名・住所等）が現在の住民票と一致する場合のみ、番号確認書類として使用可能（令和2年5月廃止）。

- ・**注意:** 「個人番号通知書」はマイナンバー証明書類として使用できません。

日雇いアルバイト マイナンバー対応ガイド

3. 年末調整書類等へのマイナンバー記載

書類名	マイナンバー記載
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	原則必要（本人・扶養親族等）
給与所得者の保険料控除申告書	不要
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	不要
源泉徴収票（税務署・市区町村提出用）	必要（本人・扶養親族等）
源泉徴収票（本人交付用）	不要

・ **扶養控除等申告書**: 給与支払者がマイナンバー記載の帳簿を備え、労使間で合意があり、所定の確認・記載を行えば省略可能。

日雇いアルバイト マイナンバー対応ガイド

4. マイナンバー未提出時の対応

- ・**従業員:** 提出拒否による直接的な罰則はありません。不利益な扱いも禁止されています。
- ・**企業:** 提出を求めた経緯を記録・保存する必要があります。未記載でも書類は受理されますが、手続きが遅れる可能性があります。

5. 企業における適正な取扱い

- ・利用目的を明確に通知し、厳格な本人確認を実施します。
- ・取扱規程を策定し、物理的・技術的・組織的な安全管理措置を講じます。
- ・委託先に対しても適切な監督を行います。
- ・不要になったマイナンバーは速やかに、復元不可能な方法で廃棄し、記録します。